

現場代理人及び主任技術者の緩和措置について

高崎市(上下水道事業を含む。)が発注した建設工事における、現場代理人及び主任技術者の配置について、兼任の対象となる工事の条件を一部改正します。

複数の工事における現場代理人及び主任技術者の兼任要件

ア 工事がいずれも高崎市(上下水道事業を含む。)が発注した工事であること。

イ 兼任する工事毎の請負金額(消費税及び地方消費税を含む。)が**4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満**であること。

ウ 工事現場の相互の間隔が10km程度の範囲内の工事であること。

エ 特記仕様書等に現場代理人の兼任ができない旨の記載がないこと。

1 現場代理人と主任技術者を兼務で配置する場合

兼任できる件数:2件の工事まで兼任可

2 現場代理人と主任技術者を別々に配置する場合(ただし、現場代理人は常駐)

兼任できる件数:同一の主任技術者が3件の工事まで兼任可

※落札後に配置できる技術者がいないことが判明した場合は、指名停止となりますのでご注意ください。

適用時期:令和7年2月以降の入札案件から適用

※適用時点で既に契約・着工している工事についても、同様に適用します。